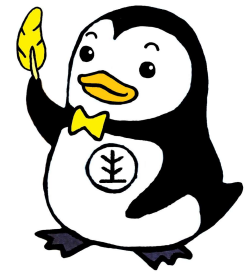


刑務所出所者等の居住支援の 必要性について

令和3年8月4日建政部セミナー
関東地方更生保護委員会
調整指導官 前川洋平



刑務所出所者の状況について

◎年間の刑務所出所者数は、20,853人
(令和元年)

◎そのうち、

11,640人は仮釈放者

8,313人は**満期釈放者 (41.7%)**

◎満期釈放となる理由は、

- ・ 刑務所の中での成績が悪い
- ・ 改善更生の意欲がない
- ・ **刑務所を出てからの適切な帰住先がない**

※数値は令和2年版犯罪白書より

※「満期釈放者」には刑の一部執行猶予の実刑部分執行終了による釈放者を含む。

※比率は満期釈放者と仮釈放者の合計に対するもの。

満期釈放となると何が問題か①

◎ 仮釈放となると、残りの刑期満了までの期間、**保護観察**になる。満期釈放の場合は保護観察にならない。

◎ 保護観察とは
保護観察官と保護司（民間ボランティア）が共に担当し、協力して、対象者に指導や助言等を行う。

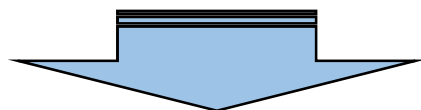
※保護観察付きの刑の一部執行猶予の場合には、実刑部分執行終了による釈放後であっても、猶予期間中の保護観察の対象となる。

満期釈放となると何が問題か②

◎ 仮釈放者の再入率は29.8%

満期釈放者の再入率は47.9%

となっており、満期釈放者の方が再犯リスクが高い。



再犯防止対策が重要

◎ 再犯防止推進法 再犯防止推進計画（国，自治体）

- ・ 国（府省庁横断）と地方公共団体が連携して、再犯防止に取り組むことに！

※数値は令和2年版犯罪白書より

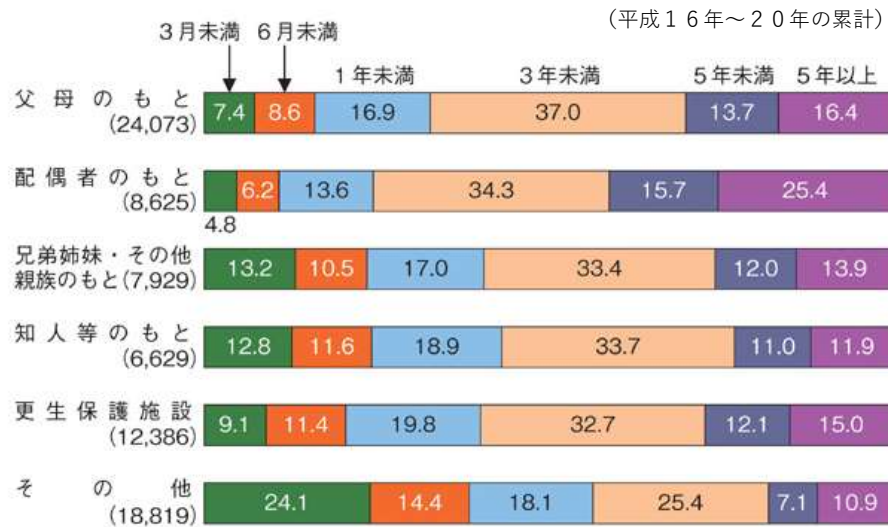
※「再入率」は平成27年の各出所受刑者の人員に占める、同年から令和元年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

出所者の居住支援の必要性①

◎出所後，帰る場所がないと再犯するリスクが高い。

満期釈放者の約40%は帰住先がない者である。

帰住先がない者は短期間で再犯に至る傾向にある。



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「再入者」は、刑事施設の入所度数が2度以上の入所受刑者であって、前刑出所前の犯罪により再入所した者以外のものをいう。
 3 「再犯期間」は、前刑出所日から今回の入所に係る罪を犯した日までの期間をいう。
 4 「知人等のもと」は、雇用主のもと及び社会福祉施設を含む。
 5 「更生保護施設」は、就業支援センター及び自立更生促進センターを含む。
 6 「その他」は、帰住先が暴力団関係者のもとである者及び不明の者等である。
 7 () 内は、実人員である。

【平成21年版犯罪白書より】

できるだけ受刑中に帰住先を確保して、再犯を防止する必要がある。

出所者の居住支援の必要性②

◎ 行き場のない刑務所出所者等の支援を行う**更生保護施設**がある。

ただし、空きがないなどの理由で入所できない場合がある。

また、満期釈放の場合には、国から、更生緊急保護として委託できるが、その期間は原則6月に限られている。



更生保護施設とは

住居がなかったり、頼るべき人がいない刑務所出所者等に対して、宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行う民間の施設。全国に103施設あり、主に保護観察所から保護観察（補導援護等）又は更生緊急保護の委託を受けて支援を実施している。

更生保護施設に入れない場合や、更生保護施設退所後の居住先確保が必要。

更生保護における居住支援の展望

- ◎ 保護観察所と居住支援法人等との連携を強化し、住居確保を一層推進する。
- ◎ 仮釈放中であれば、保護観察として保護観察官・保護司による指導等が可能になる。
- ◎ 満期釈放となるなど更生緊急保護中であっても、保護観察所が継続的に関与し、相談支援を行う。

更生保護関係団体等（更生保護施設、協力雇用主、保護司会（更生保護サポートセンター）等）との連携

関東更生支援ネットワーク

- 関東甲信越・静岡地域において、刑務所出所者等の更生支援に興味・関心がある者・組織をネットワーク化。
- メールマガジンによる配信等による積極的な情報提供・広報啓発活動を展開して、“社会を明るくする運動”や矯正展への参加，刑務所出所者等の受け入れ等の具体的な行動につなげる。

参加を希望される方は、
東京矯正管区更生支援企画課（1.toukyoukyousei.j7u@i.moj.go.jp）まで、本文に「氏名（組織名），所属（部署名），メールアドレス」を明記の上，メールにてご連絡ください。

皆様のご参加をお待ちしております！